

# 滞在先市町村における不在者投票

選挙人名簿に登録されている住所地（住民登録のある）市町村から、滞在地の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。

山元町長選挙及び山元町議会議員補欠選挙の投票日

令和8年4月19日（日）

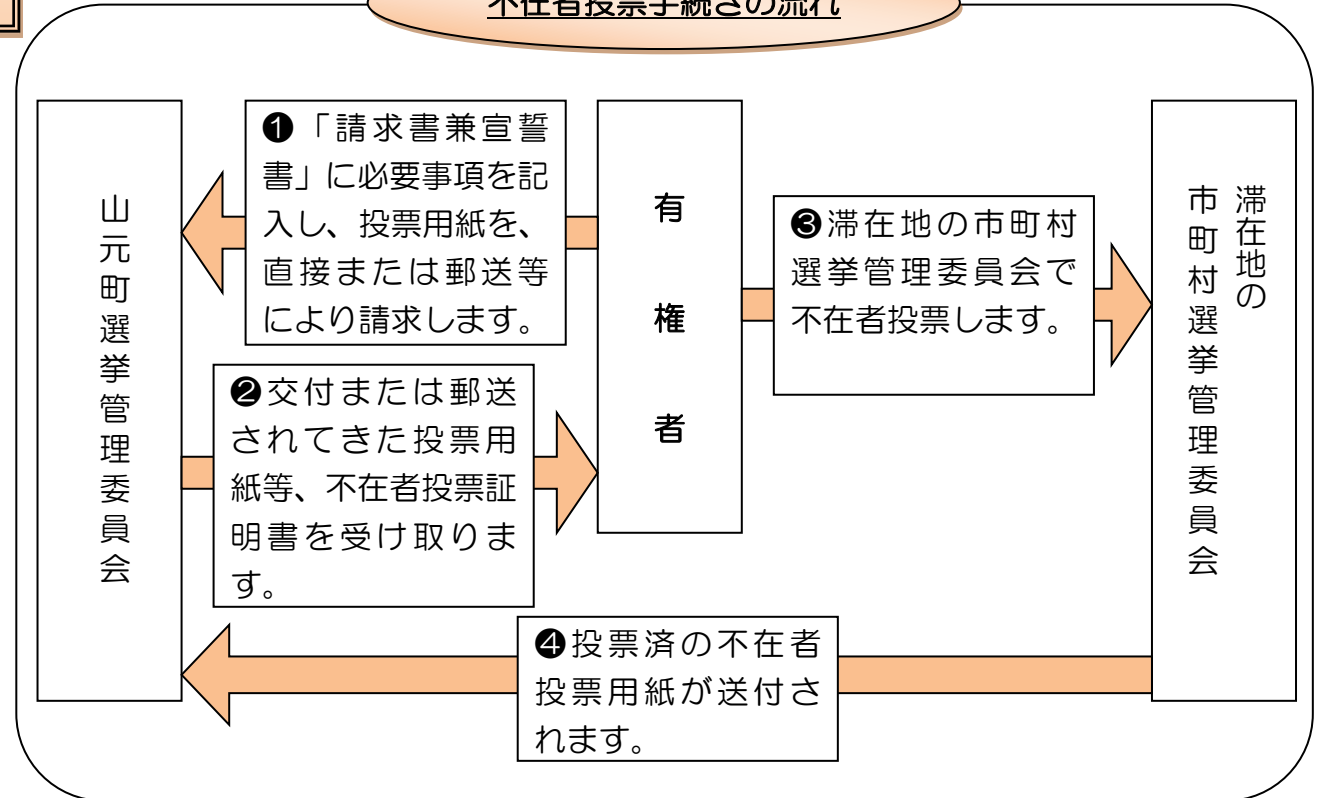
- 不在者投票ができる期間  
4月15日（水）から  
4月18日（土）まで

- 不在者投票ができる時間・場所は  
滞在先市町村にご確認ください。

## 【注意事項】

- ・ 不在者投票証明書が入った封筒は、**絶対に開けない**でください。開封すると投票できなくなります。
- ・ 不在者投票は、**期間に余裕を持って**投票してください。

## 不在者投票手続きの流れ



※ 投票用紙の請求は、「請求書兼宣誓書」の提出が必要となります。同封の「請求書兼宣誓書」に必要事項をご記入のうえ、山元町選挙管理委員会までお送りください。滞在先へ投票用紙等を送付します。なお、「請求書兼宣誓書」が不足する場合は、山元町選挙管理委員会へ請求いただくか、山元町ホームページからダウンロードしてください。